

愛媛県意欲と能力のある林業経営者の登録・公表に関する実施要領

(目的)

第1 この要領は、愛媛県が、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第2条第5項の規定に基づく経営管理実施権（以下「経営管理実施権」という。）の設定を受けることを希望し、同法第36条第2項に規定する要件に適合する民間事業者（以下「意欲と能力のある林業経営者」という。）を登録及び公表するにあたり、必要となる事項を定める。

(民間事業者の定義)

第2 本要領の登録の対象となる民間事業者とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営者であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(民間事業者の登録)

第3 県内において、造林、保育、素材生産等の施業を行う民間事業者が、別表1に定める登録基準（以下「登録基準」という。）に適合する場合には、知事の登録を受けることができるものとする。

なお、登録基準のうち、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断するものとする。

2 経営管理実施権を受けることができる民間事業者は、本要領により登録された意欲と能力のある林業経営者とする。

(公募)

第4 知事は、森林経営管理法施行規則（平成30年12月19日農林水産省令第78号）第31条の規定に基づき、毎年度、募集期間を定めて公募するものとする。

(登録の申請)

第5 第3の規定に基づく登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、第1号及び第2号を記載した様式第1号の申請書に、第3号から第18号を記載した様式第2号を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（主たる事業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町名）
- (3) 組織に関する情報（職員数等）
- (4) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- (5) 技術者・技能者数に関する情報
- (6) 資本装備に関する情報（林業機械の保有状況）
- (7) 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
- (8) 事業区域に関する情報
- (9) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- (10) 生産管理又は流通合理化等に関する情報
- (11) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (12) 主伐後の再生林の確保に関する情報

- (13) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
- (14) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (15) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- (16) コンプライアンスの確保に関する情報
- (17) 常勤役員の設置に関する情報
- (18) その他知事が定める情報

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律(平成6年法律第45号)(以下「労確法」という。)第5の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)である場合は、次の第1号から第5号に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

- (1) 登記事項証明書又は住民票
- (2) 納税証明書(国、県、市町)
- (3) 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式
- (4) 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- (5) 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
- (6) 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書の写し又はこれらに類する書類の写し
- (7) 事業実績を証する書類の写し(補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡し完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し)
- (8) 行動規範を作成している場合には、その写し
- (9) 第5の第1項第5号の技術者・技能者数が確認できる書類の写し
- (10) 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し
- (11) 労働安全衛生法に基づく特別教育等の実施(受講)状況が確認できる書類の写し(修了証の写し等、代表的なもの1件)
- (12) 他者への請負等、他の事業者と連携して素材生産、造林や保育を実施する場合にあつては、その連携する事業者との協定書又は同意書等の写し
- (13) 誓約書(様式第3号)
- (14) 生産管理に取り組んでいる場合は過去1年以内に実施した代表的な現場1件の作業日報の写し
- (15) その他知事が定める書類

3 知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めるものとする。

(意見の聴取)

第6 知事は、第5の第1項の規定に基づく申請があつた場合は、様式第4号により市町長の意見を聴くものとする。

(市町長による登録推薦)

第7 市町は、前条の意見聴取の際に、登録基準を踏まえ、県に対し様式第5号により意欲と能力のある林業経営者として知事に登録すべき民間事業者を推薦することができるものとする。

(登録の実施)

第8 知事は、第5の第1項による申請があつた場合において、当該申請の内容が登録基準に適合すると認められるときは、次に掲げる事項を意欲と能力のある林業経営者名簿(様式第6号)に登録するものとする。

- (1) 主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者名等
 - (2) 第5の第1項第1号から第18号までに掲げる事項
 - (3) 登録番号及び登録年月日
 - (4) 登録情報の変更年月日
 - (5) 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づき認定された改善計画の有無
- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第7号により登録申請者に通知するとともに、様式第8号により関係市町長に通知するものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定による登録を認めなかったときは、遅滞なく、その旨を様式第9号により登録申請者に通知するとともに、様式第10号より関係市町長に通知するものとする。

(登録の有効期間及び更新)

- 第9 第8の第1項の登録の有効期間は5年とする。ただし、初回登録に限っては、登録の末日を民間事業者の事業期間に合わせる（最長6年）ことができるものとする。
- 2 登録の更新を希望する意欲と能力のある林業経営者は、登録の有効期間終了日の2カ月前までに、第5の規定に準じて登録の更新申請をすることができるものとする。

(変更の届出)

- 第10 意欲と能力のある林業経営者は、第5の第1項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、様式第11号により知事に届け出るものとする。
- 2 意欲と能力のある林業経営者は、第5の第1項第3号から第18号に掲げる事項について変更する必要がある場合は、様式第12号により知事に届け出るものとする。
 - 3 知事は、第1項及び前項の規定による届出があった場合において、その内容について登録基準に基づき審査を行い、変更を認めるときは、その届出があった事項を意欲と能力のある林業経営者名簿に登録するものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定に基づく届出については第5の第2項の規定を、第3項の規定による登録については第8の第2項及び第3項の規定をそれぞれ準用する。

(意欲と能力のある林業経営者名簿の公表)

- 第11 知事は、県の公式ホームページ等において、意欲と能力のある林業経営者名簿に登録されている内容のうち、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 第5の第1項第1号に掲げる事項
 - (2) 登録番号及び登録年月日
 - (3) 登録情報の変更年月日
 - (4) 事業活動区域（市町名）

(実施状況報告)

- 第12 意欲と能力のある林業経営者は、毎事業年度の実施状況について、実施状況報告書（様式第13号）により、毎事業年度の終了後、3カ月を超えない日までに知事に報告するものとする。

(登録の取消)

- 第13 知事は、意欲と能力のある林業経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 意欲と能力のある林業経営者が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認された場合
 - (2) 意欲と能力のある林業経営者が必要な登録基準を満たさなくなった場合
 - (3) 意欲と能力のある林業経営者から様式第 14 号による申出があつた場合
 - (4) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
 - (5) その他、登録又は森林施業に関し不正若しくは不誠実な行為をし、意欲と能力のある林業経営者として不適當であると認められる場合
- 2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第 15 号により意欲と能力のある林業経営者に通知するとともに、様式第 16 号により関係市町長に通知するものとする。ただし、第 1 項第 1 号の個人の場合にあつてその死亡が確認された場合は除く。
- 3 知事は、第 1 項の規定に基づく登録の取消をしたときは、遅滞なく、県の公式ホームページ等において、その旨を公表するものとする。

(書類の提出)

- 第 14 この要領により知事に書類を提出するときは、主たる事務所の所在地を管轄する県地方局森林林業課又は森林林業振興班を、また県外に主たる事務所がある場合は、県内の主たる事業区域の所在地を管轄する県地方局森林林業課又は森林林業振興班を経由しなければならない。
- 2 提出する書類は正副 2 部とする。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

項目	基準
(1)生産量の増加又は生産性の向上	次のいずれかに該当すること。 (ア)生産量を5年間で概ね2割又は3年間で概ね1割増加させる目標を有していること。 (イ)生産性を5年間で概ね2割又は3年間で概ね1割増加させる目標を有していること。 (ウ)現状で生産量が5,000m ³ /年以上の実績を有している場合は、現状値以上の目標を有していること。 (エ)現状で生産性が主伐7m ³ /人日又は間伐5m ³ /人日以上の実績を有している場合は、現状値以上の目標を有していること。
(2)生産管理又は流通合理化等	次のいずれかに取り組んでいる又は1年以内に取り組むこと。 (ア)作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理 (イ)製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給・流通合理化等
(3)造林・保育の省力化・低コスト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗等の使用、低密度植栽、下刈の省略等のいずれかに取り組んでいる又は1年以内に取り組むこと。
(4)主伐後の再造林の確保	次の全てに該当する又は1年以内に該当するよう取り組むこと。 (ア)主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制(主伐と再造林の両方を実施できる体制)を有すること。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があること。 (イ)主伐後には、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林においては再造林を基本とする適正な更新を行うこと。また、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。
(5)生産や造林・保育の実施体制の確保	次のいずれかに該当する又は1年以内に該当すること。 (ア)素材生産又は造林・保育に関して、3年以上の事業実績を有すること。 (イ)所属する現場作業職員の現場従事実績が3年以上である又は林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有していること。 なお、「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」は連続していることを要さない。
(6)伐採・造林に関する行動規範の作成等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること(民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。)又は1年以内に策定等を行うこと。
(7)雇用管理の改善及び労働安全対策	次の全てに該当する又は1年以内に該当するよう取り組むこと。 (ア)林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく愛媛県林業労働力確保基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組、又はこれに準ずる取組を行っていること。 (イ)現場作業職員等(事業主自身も含む)に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。 (ウ)労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。 (エ)以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)。 ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出

(8)コンプライアンスの確保	<p>次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(ア)業務に関連して法令に違反し、代表役員等(法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主)や一般役員等(法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者)が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>(イ)業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</p> <p>(ウ)国、県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>(エ)(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</p> <p>(オ)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(カ)経営者及び従業員が暴力団員等(同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)である者</p>
(9)常勤役員の設置	<p>法人においては常勤の役員を設置していること。</p> <p>ただし、常勤の役員を設置していない法人については、平成31年4月1日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までには設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。</p>
(10)経理的な基礎	<p>次の全てに該当すること</p> <p>(ア)法人の場合は、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)及び経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。また、個人の場合は、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。</p> <p>ただし、これらを満たさない場合は、中小企業診断士または公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</p> <p>(イ)経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。</p>

年 月 日

愛媛県知事 様

主たる事務所の所在地
商号または名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号
(認定事業主の有無 有・無)

意欲と能力のある林業経営者名簿への登録申請書

愛媛県意欲と能力のある林業経営者の登録・公表に関する実施要領第3の第1項の規定に基づく登録を受けたいので、同第5の第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域(市町名)

--

様式第2号

林業経営体に関する情報

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無	常勤役員の有無	
人 (人)	人 (人)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
社会・労働保険等への加入状況					
労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人	%	人	人	人	人

5年後の林業現場
作業職員数の目標
(うち常用)

人
(人)

常勤役員が
無しの場合は
設置予定の時期

年 月

※林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者(労確法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。)の数を記載し、事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4カ月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※法人の場合には、常勤役員の有無を記入すること。

※社会・労働保険等への加入状況には、林業現場作業職員及び事務系等職員の加入状況を記載すること。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数						
フォレスト ワーカー (林業作業士)	フォレスト リーダー (現場管理責任者)	フォレスト マネージャー (現場管理責任者)	森林作業道 作設 オペレーター	森林施業 プランナー	技術士	技能士
人	人	人	人	人	人	人
技術者・技能者数						
林業技士	フォレスター (森林総合 監理士)	愛媛県林業 技能技士	愛媛県高度 林業機械技士	愛媛県 フォレスト マイスター		
人	人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

現状【登録時】										
グラップル	フェラーバンチャ	スキッダ	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	タワーヤード	スイングヤード			
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
5年後の目標										
グラップル	フェラーバンチャ	スキッダ	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	タワーヤード	スイングヤード			
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。

上記以外の林業機械がある場合は、表右側の空欄に記載すること。

4. 事業量等

実績【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】						
	素材生産					
	主 伐			間 伐		
	面 積(ha)	材 積(m ³)	生産性 (m ³ /人日)	面 積(ha)	材 積(m ³)	生産性 (m ³ /人日)
直営						
請負						
合計						
	造林事業			素材生産・ 造林事業 以外の 林業の事業量	事業区域	
	植 付(ha)	下刈り(ha)	その他			
直営					県	市町
請負						
合計						
			事業者名		事業者住所	
素材生産の請負がある場合は、主な事業者名等を記載						
造林事業の請負がある場合は、主な事業者名等を記載						

5年後の目標【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】						
	素材生産					
	主 伐			間 伐		
	面 積(ha)	材 積(m ³)	生産性 (m ³ /人日)	面 積(ha)	材 積(m ³)	生産性 (m ³ /人日)
直営						
請負						
合計						
	造林事業			素材生産・ 造林事業 以外の 林業の事業量	事業区域	
	植 付(ha)	下刈り(ha)	その他			
直営					県	市町
請負						
合計						
			事業者名		事業者住所	
素材生産の請負がある場合は、主な事業者名等を記載						
造林事業の請負がある場合は、主な事業者名等を記載						

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下、「直営施業」という)。

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※素材生産量は丸太材積とすること。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

※「素材生産・造林事業以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

5. 生産管理の取組

- ・ 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し
- ・ 作業システムの改善
- ・ その他

取り組んでいる	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する項目にチェック。

6. 原木の安定供給・流通合理化等

- ・ 製材工場等需要者との直接的な取引
(取引先名:)
- ・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
(取りまとめ機関名:)
- ・ 森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給・流通合理化
(連携先名:)
- ・ その他

取り組んでいる	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※生産した木材を自ら販売している(今後販売する)場合、該当する項目にチェック。

7. 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入
- ・ コンテナ苗の使用
- ・ 低密度植栽
- ・ 下刈りの省略
- ・ その他

取り組んでいる	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

8. 主伐後の再造林の確保

(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

- ・ 主伐と再造林の両方を一体的に実施する体制
- ・ 連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制
(連携相手等の名称:)

有して いる	今後整備 する
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

(2)適切な更新

- ・ 自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施
- ・ 他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ

取り組ん でいる	今後取り 組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

9. 生産や造林・保育の実施体制の確保

- ・ 素材生産に関して3年以上の事業実績を有する
- ・ 造林・保育に関して3年以上の事業実績を有する
- ・ 所属する現場作業職員の現場従事実績が3年以上である
- ・ 林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している

有する	1年以内 に有する
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する項目にチェック。

10. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・ 経営体独自の行動規範の策定
- ・ 所属する業界団体等による行動規範の策定
(策定主体:)
- ・ 都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守
(策定主体:)
- ・ その他 ()

策定・遵 守済	策定・遵 守予定
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

11. 雇用管理の改善

- ・ 現場作業員の常用化
- ・ 現場作業職員への月給制の導入
- ・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- ・ 現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入
- ・ その他

取り組んでいる	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する項目にチェック。

12. 労働安全対策等

- ・ 現場作業職員等に対する安全衛生教育
- ・ リスクアセスメント
- ・ 防護具等の着用の徹底
- ・ 作業現場の安全巡回
- ・ 専門家による安全診断・指導
- ・ その他

取り組んでいる	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する項目にチェック。

13. コンプライアンスの確保

- ・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等（法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主）や一般役員等（法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者）が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者
- ・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者
- ・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者
- ・ 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者
- ・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等）

該当する	該当しない
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

13. その他知事が定める情報

--

注 その他知事が定める情報には、地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況等)、指名停止処分の状況等を記載すること。

誓約書

年 月 日

愛媛県知事 様

主たる事務所の所在地
商号または名称
代表者氏名

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員名簿」により提出する当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 意欲と能力のある林業経営者として不適当な者

- (1) 暴力団(愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 意欲と能力のある林業経営者の役員等(個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 意欲と能力のある林業経営者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 意欲と能力のある林業経営者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 意欲と能力のある林業経営者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 意欲と能力のある林業経営者として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

注:役員名簿を添付すること

様式第4号

第 号
年 月 日

市町長 様

愛媛県知事

意欲と能力のある林業経営者名簿への登録に係る意見について

愛媛県意欲と能力のある林業経営者の登録・公表に関する実施要領第5の第1項の規定に基づき申請のあった民間事業者について、同要領第6の規定により、貴職の意見を求めますので、 年 月 日までに回答してください。

なお、同要領第7の規定に基づく貴職からの推薦がある場合には、様式第5号を併せて提出してください。

記

申請のあった民間事業者名	主たる事務所の所在地	経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域(市町名)

注: 林業経営者から提出された様式第1、2、3号の写しを添付すること。

愛媛県知事 様

市町長

意欲と能力のある林業経営者名簿への登録推薦について

このことについて、愛媛県意欲と能力のある林業経営者の登録・公表に関する実施要領第7の規定に基づき、次の民間事業者を推薦します。

記

1 推薦する民間事業者

2 推薦理由

3 添付書類

(要領第5に基づく申請書類。ただし、要領第6で意見照会を行った民間事業者の場合は不要)

愛媛県意欲と能力のある林業経営者名簿

登録番号	登録年月日 (登録情報の 変更年月日)	商号または名称	代表者氏名	主たる事務所 の所在地	電話番号	認定事業主

注:「認定事業主」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた林業経営者のこと。

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無	常勤役員の有無	
人 (人)	人 (人)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
社会・労働保険等への加入状況					
労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人	%	人	人	人	人

5年後の林業現場
作業職員数の目標
(うち常用)

人
(人)

常勤役員が
無しの場合は
設置予定の時期

年 月

※林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者(労確法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。)の数を記載し、事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4カ月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※法人の場合には、常勤役員の有無を記入すること。

※社会・労働保険等への加入状況には、林業現場作業職員及び事務系等職員の加入状況を記載すること。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数						
フォレスト ワーカー (林業作業士)	フォレスト リーダー (現場管理責任者)	フォレスト マネージャー (現場管理責任者)	森林作業道 作設 オペレーター	森林施業 プランナー	技術士	技能士
人	人	人	人	人	人	人
技術者・技能者数						
林業技士	フォレスター (森林総合 監理士)	愛媛県林業 技能技士	愛媛県高度 林業機械技士	愛媛県 フォレスト マイスター		
人	人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

現状【登録時】										
グラップル	フェラー パンチャ	スキッダ	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	タワーヤード	スイングヤード			
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
5年後の目標										
グラップル	フェラー パンチャ	スキッダ	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	タワーヤード	スイングヤード			
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。

上記以外の林業機械がある場合は、表右側の空欄に記載すること。

4. 事業量等

実績【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】						
	素材生産					
	主 伐			間 伐		
	面 積(ha)	材 積(m ³)	生産性 (m ³ /人日)	面 積(ha)	材 積(m ³)	生産性 (m ³ /人日)
直営						
請負						
合計						
	造林事業			素材生産・ 造林事業 以外の 林業の事業量	事業区域	
	植 付(ha)	下刈り(ha)	その他			
直営					県	市町
請負						
合計						
			事業者名		事業者住所	
素材生産の請負がある場合は、主な事業者名等を記載						
造林事業の請負がある場合は、主な事業者名等を記載						

5年後の目標【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】						
	素材生産					
	主 伐			間 伐		
	面 積(ha)	材 積(m ³)	生産性 (m ³ /人日)	面 積(ha)	材 積(m ³)	生産性 (m ³ /人日)
直営						
請負						
合計						
	造林事業			素材生産・ 造林事業 以外の 林業の事業量	事業区域	
	植 付(ha)	下刈り(ha)	その他			
直営					県	市町
請負						
合計						
			事業者名		事業者住所	
素材生産の請負がある場合は、主な事業者名等を記載						
造林事業の請負がある場合は、主な事業者名等を記載						

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下、「直営施業」という)。

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※素材生産量は丸太材積とすること。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

※「素材生産・造林事業以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

5. 生産管理の取組

- ・ 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し
- ・ 作業システムの改善
- ・ その他

取り組んでいる	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する項目にチェック。

6. 原木の安定供給・流通合理化等

- ・ 製材工場等需要者との直接的な取引
(取引先名:)
- ・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
(取りまとめ機関名:)
- ・ 森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給・流通合理化
(連携先名:)
- ・ その他

取り組んでいる	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※生産した木材を自ら販売している(今後販売する)場合、該当する項目にチェック。

7. 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入
- ・ コンテナ苗の使用
- ・ 低密度植栽
- ・ 下刈りの省略
- ・ その他

取り組んでいる	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

8. 主伐後の再造林の確保

(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

- ・ 主伐と再造林の両方を一体的に実施する体制
- ・ 連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制
(連携相手等の名称:)

有して いる	今後整備 する
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

(2)適切な更新

- ・ 自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施
- ・ 他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ

取り組ん でいる	今後取り 組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

9. 生産や造林・保育の実施体制の確保

- ・ 素材生産に関して3年以上の事業実績を有する
- ・ 造林・保育に関して3年以上の事業実績を有する
- ・ 所属する現場作業職員の現場従事実績が3年以上である
- ・ 林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している

有する	1年以内 に有する
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する項目にチェック。

10. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・ 経営体独自の行動規範の策定
- ・ 所属する業界団体等による行動規範の策定
(策定主体:)
- ・ 都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守
(策定主体:)
- ・ その他 ()

策定・遵 守済	策定・遵 守予定
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

11. 雇用管理の改善

- ・ 現場作業員の常用化
- ・ 現場作業職員への月給制の導入
- ・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- ・ 現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入
- ・ その他

取り組んでいる	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する項目にチェック。

12. 労働安全対策等

- ・ 現場作業職員等に対する安全衛生教育
- ・ リスクアセスメント
- ・ 防護具等の着用の徹底
- ・ 作業現場の安全巡回
- ・ 専門家による安全診断・指導
- ・ その他

取り組んでいる	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する項目にチェック。

13. コンプライアンスの確保

- ・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等(法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主)や一般役員等(法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者)が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者
- ・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者
- ・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者
- ・ 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者
- ・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等)

該当する	該当しない
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

13. その他知事が定める情報

--

注 その他知事が定める情報には、地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況等)、指名停止処分の状況等を記載すること。

様式第7号

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

意欲と能力のある林業経営者名簿への登録通知書

年 月 日付けで申請のあった愛媛県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録については、愛媛県意欲と能力のある林業経営者の登録・公表に関する実施要領第8の第1項の規定に基づき登録を行ったので通知します。

様式第8号

第 号
年 月 日

市町長 様

愛媛県知事

意欲と能力のある林業経営者名簿への登録について

愛媛県意欲と能力のある林業経営者の登録・公表に関する実施要領第8の第1項の規定に基づき登録を行ったので通知します。

様

愛媛県知事

意欲と能力のある林業経営者名簿への不登録通知書

年 月 日付けで申請のあった愛媛県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録については、次の理由により登録を認めないこととしたので通知します。

記

1 登録を認めない理由

関係市町長 様

愛媛県知事

意欲と能力のある林業経営者名簿への不登録について

年 月 日付けで申請のあった次の民間事業者については、愛媛県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録を認めなかったので通知します。

記

- 1 民間事業者名

- 2 登録を認めなかった理由

年 月 日

愛媛県知事 様

主たる事務所の所在地
商号または名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号
(認定事業主の有無 有・無)

意欲と能力のある林業経営者名簿の変更登録申請書

年 月 日付けで登録された愛媛県意欲と能力のある林業経営者名簿の内容について、次のとおり変更したので、愛媛県意欲と能力のある林業経営者の登録・公表に関する実施要領第10の第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

注:基本情報を変更した場合は、登記事項証明書又は住民票を添付すること

年 月 日

愛媛県知事 様

主たる事務所の所在地
商号または名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号
(認定事業主の有無 有・無)

意欲と能力のある林業経営者名簿の変更登録申請書

年 月 日付けで登録された愛媛県意欲と能力のある林業経営者名簿の内容について、次のとおり変更したいので、愛媛県意欲と能力のある林業経営者の登録・公表に関する実施要領第10の第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

注:様式第2号及び要領第5の第2項に掲げる書類のうち変更の内容に係る書類を添付すること

愛媛県知事 様

主たる事務所の所在地
 商号または名称
 代表者氏名
 電話番号
 FAX番号
 (認定事業主の有無 有 ・ 無)

意欲と能力のある林業経営者実施状況報告書

愛媛県意欲と能力のある林業経営者名簿に記載した取り組み状況について、愛媛県意欲と能力のある林業経営者の登録・公表に関する実施要領第12の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無	常勤役員の有無	
人 (人)	人 (人)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
社会・労働保険等への加入状況					
労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人	%	人	人	人	人

※林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者(労確法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。)の数を記載し、事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4カ月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※法人の場合には、常勤役員の有無を記入すること。

※社会・労働保険等への加入状況には、林業現場作業職員及び事務系等職員の加入状況を記載すること。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数						
フォレスト ワーカー (林業作業士)	フォレスト リーダー (現場管理責任者)	フォレスト マネージャー (現場管理責任者)	森林作業道 作設 オペレーター	森林施業 プランナー	技術士	技能士
人	人	人	人	人	人	人
技術者・技能者数						
林業技士	フォレスター (森林総合 監理士)	愛媛県林業 技能技士	愛媛県高度 林業機械技士	愛媛県 フォレスト マイスター		
人	人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

現状【 年 月 日現在】										
グラップル	フェラーバンチャ	スキッダ	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	タワーヤード	スイングヤード			
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。

上記以外の林業機械がある場合は、表右側の空欄に記載すること。

4. 事業量等

実績【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】						
	素材生産					
	主 伐			間 伐		
	面 積(ha)	材 積(m ³)	生産性 (m ³ /人日)	面 積(ha)	材 積(m ³)	生産性 (m ³ /人日)
直営						
請負						
合計						
	造林事業			素材生産・ 造林事業 以外の 林業の事業量	事業区域	
	植 付(ha)	下刈り(ha)	その他			
直営					県	市町
請負						
合計						
	事業者名			事業者住所		
素材生産の請負がある場合は、主な事業者名等を記載						
造林事業の請負がある場合は、主な事業者名等を記載						

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下、「直営施業」という)。

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※素材生産量は丸太材積とすること。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

※「素材生産・造林事業以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

5. 生産管理の取組

・ 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し

・ 作業システムの改善

・ その他

実施	未実施
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する項目にチェック。

6. 原木の安定供給・流通合理化等

	実施	未実施
・ 製材工場等需要者との直接的な取引 (取引先名: _____)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (取りまとめ機関名: _____)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給・流通合理化 (連携先名: _____)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ その他 (_____)		

※生産した木材を自ら販売した場合、該当する項目にチェック。

7. 造林・保育の省力化・低コスト化

	実施	未実施
・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ コンテナ苗の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 低密度植栽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 下刈りの省略	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ その他 (_____)		

※造林・保育を行った場合、該当する項目にチェック。

8. 主伐後の再造林の確保

(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制	有する	有しない
・ 主伐と再造林の両方を一体的に実施する体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 (連携相手等の名称: _____)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記4で、主伐又は植付の事業量の実績がある場合、該当する項目にチェック。

(2)適切な更新	実施	未実施
・ 自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

9. 生産や造林・保育の実施体制の確保

- ・ 素材生産に関して3年以上の事業実績を有する
- ・ 造林・保育に関して3年以上の事業実績を有する
- ・ 所属する現場作業職員の現場従事実績が3年以上である
- ・ 林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している

有する	有しない
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する項目にチェック。

10. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・ 経営体独自の行動規範の策定
- ・ 所属する業界団体等による行動規範の策定
(策定主体:)
- ・ 都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守
(策定主体:)
- ・ その他

策定・ 遵守済	未策定・ 未遵守
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

11. 雇用管理の改善

- ・ 現場作業員の常用化
- ・ 現場作業職員への月給制の導入
- ・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- ・ 現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入
- ・ その他

実施	未実施
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する項目にチェック。

12. 労働安全対策等

	実施	未実施
・ 現場作業職員等に対する安全衛生教育	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ リスクアセスメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 防護具等の着用の徹底	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 作業現場の安全巡回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 専門家による安全診断・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ その他		

※該当する項目にチェック。

13. コンプライアンスの確保

	該当 する	該当 しない
・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等（法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主）や一般役員等（法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者）が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

13. その他知事が定める情報

注 その他知事が定める情報には、地域への貢献（国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等）、表彰実績、経営の健全性（FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況等）、指名停止処分の状況等を記載すること。

年 月 日

愛媛県知事 様

主たる事務所の所在地
商号または名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号
(認定事業主の有無 有・無)

意欲と能力のある林業経営者名簿の取消申請書

年 月 日付けで登録された愛媛県意欲と能力のある林業経営者名簿について、愛媛県意欲と能力のある林業経営者の登録・公表に関する実施要領第13の第1項第3号の規定に基づき、登録を取消したいので申し出ます。

記

1 取消の理由

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

意欲と能力のある林業経営者名簿の取消通知書

年 月 日付けで貴方から申請があり登録を行っていた愛媛県意欲と能力のある林業経営者名簿については、愛媛県意欲と能力のある林業経営者の登録・公表に関する実施要領第13の第1項の規定に基づき、登録の取消を行ったので通知します。

第 号
年 月 日

関係市町長 様

愛媛県知事

意欲と能力のある林業経営者名簿の取消について

愛媛県意欲と能力のある林業経営者名簿に登録していた次の民間事業者については、登録を取り消したので通知します。

記

- 1 取り消した民間事業者名
- 2 取消を行った理由